

令和3年度税制改正要望

公益社団法人 福岡中部法人会

福岡中部法人会は、令和3年度の税制改正に関して、中小企業に係る税制を中心に、下記のとおりその実現を強く要望します。

記

1 事業承継税制の抜本的見直し【継続】

今回事業承継税制の抜本的な改正が行われたことは高く評価するものであるが、あくまでも10年間の特例措置であることを踏まえ、制度の恒久化を求めるとともに取引相場の株式評価の緩和を求めます

2 消費税【追加】

2023年10月にインボイス制度が導入されることになっているが、これは事業者への事務負担が大きいうえ、新たな不公平を創出ことにもなるので、税制の簡素化（軽減税率制度を廃止し、標準税率10%の単一税率化）、税務執行コスト及び税込確保の観点から問題が多く、現行の請求書保存方式についてこれを堅持することを強く求めます。

3 法人税関係【継続】

(1) 事務処理および資産管理に関する負担軽減と効率化、理論的根拠から次の4点に絞り令和3年度での改正を強く求めます。

ア 少額減価償却資産の取得基準額の引上げ（法人税法・租税特別措置法上現行3つある少額減価償却資産制度を100万円未満に統一）

イ 交際費課税制度の廃止

ウ 退職給与引当金及び賞与引当金繰入額の損金算入制度の復活

エ 中小企業法人に適用される軽減税率の適用所得金額を昭和56年以来、800万円以下に据え置かれている金額を少なくとも4,000万円程度に引き上げる。

(2) 事前確定給与の届出は、決算終了日から4ヶ月以内か株主総会終了後の1ヶ月以内のいずれか早い日となっている。しかしながら、この届出で行う役員賞与の額は、来期の業績の見通しがつかない段階で出すことになり、現実的ではない。

決算期後半年を経過した時点で、この届出を出せるようにし、それに基づき損金処理できるよう改正してもらいたい。

(3) 建物の大規模修繕に関しては、規模によっては費用が多額となることがあるため、修繕引当金の損金算入を認めてもらいたい。

4 所得税関係【継続】

(1) 不動産所得の負債利子の損益通算

土地に係る負債利子については、不動産所得の計算上生じた損失がある場合に他の所得との損益通算が認められていません。この取り扱いは土地取引を制限するバブル期の措置として設けられたものであり、また、所得の計算上、この負債利子も必要経費であって、他の経費と区分する理由もありませんので、損益通算が認められるようにすることを求めます。

(2) 土地・建物の譲渡損失の損益通算

土地政策の観点から土地・建物の譲渡所得は、分離課税とされていますが、現在においては土地政策の背景が変化しており、むしろ譲渡所得を軽課して土地取引を促進すべき時期にあると認められます。また、損失を損益通算するのが所得税の本来の姿です。

このため、総合課税の譲渡所得と同様に損益通算ができるようにすることを求めます。

(3) 給与所得控除の見直し

給与の額が850万円を超えると一律195万円の給与所得控除しか認められていない。しかしながらこれは、中小企業の経営者が、職務に対する正当な対価として給与を受け取ろうとした場合に、勤労意欲をそぐ課税強化となっている。中小企業の経営者がより一層頑張る意欲を持てるようこの限度額を撤廃するか、改正を行ってほしい。

5 印紙税関係【追加】

現在の経済取引は、事務処理の機械化や取引形態の変化により作成される文書の形式、内容等が変化し、電子決済、ペーパーレス化等が進み、文書課税としての印紙税には不合理・不公平な現象が生じている。したがって、印紙税の廃止を強く求めます。

6 地方税関係【継続】

個人住民税の一括納付

個人住民税の特別徴収について、納付先市町村が複数ある場合には特別徴収義務者の事務手続き簡素化のため、納付先市町村の明細書を添付して、その特別徴収義務者の本店所在地を管轄する市町村において一括納付ができるようにすることを求めます。

7 その他【継続】

歳入庁などの徴収一元化の実現【継続】

納税や社会保障に関する納付手続きの簡素化のため、また、納税状況の透明化と公正化を実現するために、歳入庁といった納付先の統合の早期実現を求めます。

最後に、改めて法人会はその沿革から常に税を中心に地域に密着した活動を行っている団体であり、税の提言活動のみならず啓発活動・租税教育活動を積極的に行っている団体です。この法人会からの税制改正要望が円滑に取り上げられるよう、政府税制調査会への全法連委員の参画を求めます。